

# 「北海道生物多様性の保全に関する条例（仮称）」素案に対するコメント

尻別川の未来を考えるオビラメの会  
会長 草島清作  
事務局長 吉岡俊彦

北海道虻田郡ニセコ町富士見65 郵便番号 048-1501

TEL/FAX 0136-44-2472

<http://obirame.fan.coocan.jp/>

前略 北海道の生物多様性保全に対するひごろよりのご尽力に敬意を表します。

当会は、北海道レッドデータブック絶滅危機種イトウ（サケ科）の生息南限とされる尻別川で、同種尻別川個体群の復元活動に取り組んでいる市民グループです。貴局の表記条例案に対する意見募集に対し、申し述べます。

## （1）「III—4 希少種対策」について

配布の参考資料の「解説」では、〈北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年条例第4号。以下「希少種条例」という。）に基づく希少野生動植物対策は、本条例に統合し、一体的に推進することとし、希少種条例については廃止します。〉と記述されています。このさい、従前の希少種条例の十分に欠点をおぎなうたうえでの「統合」でなければ、せつかくの新条例制定も、単なる「衣替え」に終わってしまうことでしょう。

絶滅危機種イトウ尻別川個体群の復元を目指す当会は、希少種条例策定前の2000年、当時のパブリックコメントに応募して「北海道の希少野生動植物の保護に関する基本的な考え方について（案）」に対する意見を提出しました

（<http://obirame.fan.coocan.jp/teigen/rarejyoreiiken.html>）。そのなかで、「保護区の設定を、対象種指定の前提条件にしないで欲しい」「対象種の指定は、地域個体群ごとに行うべきである」「NGOの希少種保護管理事業に対する援助制度や規制緩和を望む」の3点を要望しています。

しかし十分に顧みられず、希少種条例制定後の10年あまりの間、絶滅危機種イトウは貴局の諮問委員会ですと検討議題にあがりながらも、ついに指定を受けないまま今日を迎えています。保護関係者の間で期待された希少種条例でしたが、ことイトウに関しては、まったく期待はずれだったと言わざるを得ません。

最大の「欠点」は、希少種条例に基づくすべての施策が、指定種にしか適用されない点です。絶滅危機種イトウは北海道の水域生態系のアンブレラ種であり、保全生物学上また知名度の点からも北海道のユニークな生物多様性を象徴する存在であることに疑いの余地はありません。にもかかわらず、希少種条例およびこのたびの「北海道生物多様性の保全に関する条例（仮称）」において、素案のままでは、今後も「指定」がなされなければけっきょく何の手も差し伸べないまま放置してしまうことになりかねません。それは近い将来の絶滅を意味し、新条例制定の理念や目的にまったく反します。

希少種条例を前提としたイトウ保護のあり方を巡って、当会は2008年、貴局主催の「イトウ保護についての関係団体との意見交換会」で意見を申し述べたほか、当会も加盟するイトウ保護連絡協議会との連名で同年、北海道知事にあて「イトウ個体群の保護管理に関するご提案」

（<http://itou-net.sakura.ne.jp/regulations/proposal20080307.html>）を提出しています。改めて参照いただき、新条例に反映されることを望みます。

## (2) 「IV 推進体制の整備」について

表記の素案に、「68 取締りに従事する職員／知事は、職員の中の生物多様性保護取締員に条例による権限の一部を行わせるものとします。」「69 生物多様性保護監視員／知事は、希少野生動植物種の保護及び指定外来種の防除に関する監視、指導等を行うため、生物多様性保護監視員を置くものとします。」とあります。従来にはない積極的な施策であり、大いに期待したいと存じます。

当会の活動する尻別川でも、倶知安町内に現在2カ所確認されているイトウ繁殖地における捕獲防止のための監視体制の維持が、もっか最大の課題です。うち1カ所では、イトウ繁殖期の約3週間にわたり、当会と地元倶知安町の協働で、延べ100人あまりのボランティアおよび有給スタッフが1日24時間の監視体制を敷いていますが、現場のだれひとり、法的な規制権限を持たないため、安全性はきわめて低い状態です。また残る1カ所では24時間監視は当会・倶知安町とも手が回らず、場所の秘匿と、数少ない巡回に頼らざるを得ない状況です。

こうした現場にこそ、生物多様性保護取締員／生物多様性保護監視員の配置が求められると考えます。(1)で述べたように、従来の希少種条例では指定種以外の希少種への配慮が欠落していましたが、この生物多様性保護取締員／生物多様性保護監視員制度に関しては、指定を待たず、あらゆる希少種の保護管理の現場でそれぞれの実情に応じたかたちで必要な取り締まり・監視・指導がスムーズに行なわれるよう配慮ください。

以上、縷々申し述べました。北海道のユニークな生物多様性の保全に寄与する条例の策定を心より望みます。

### 追記

「十勝のイトウを守る会」(太田博樹代表、清水町御影南7線58、電話01566-3-2533)は、「オビラメの会」の上記コメントに同意します。